

微量 P C B 混入廃電気機器等の安心・安全で効率的な処理事業

(1) 事業の概要

P C B は昭和 4 7 年から新たな製造がされなくなったが、それ以降に製造され P C B を使用していないとする家電機器等に、数十 ppm 程度の P C B に汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成 1 4 年に判明した。その量は、電気機器が約 3 5 0 万台、O F ケーブルが約 1 4 0 0 k m に上るとの推計があり、これら微量 P C B 混入廃電気機器等の安心・安全な処理体制を早急に整備しなければ、P C B 特別措置法第 1 0 条に規定する処理期限（平成 2 8 年 7 月）までに処理を完了することができなくなってしまう。

そのため、期限内に処理を完了するための対策として、民間の廃棄物焼却施設が無害化処理の実証試験を行う際、これを支援する。また、国において、電気機器等への P C B 混入状況のデータベースを構築、運営する。

(2) 事業計画

) 無害化処理の実証試験への支援

既存の廃棄物焼却施設において微量 P C B 混入廃電気機器等を確実に周辺環境への影響を及ぼすことなく安心・安全に無害化処理されることを実証試験する際、分析費用等を支援する。化学分析ができるコンサルタント会社等に調査研究業務として業務委託する。

) 電気機器等への P C B 混入のデータベース化

コンデンサ等電気機器等の P C B 混入状況に関するデータ（P C B 混入状況、製造年月日、メーカー、保守業者等）をデータベース化することにより、特別管理産業廃棄物となる電気機器等を明確にして適正な管理を推進する。システム製作会社にデータベース構築を業務委託する。

(3) 事業実施主体 環境省

(4) 予算額 1 5 0 百万円

無害化処理の実証実験への支援	5 0 百万円
電気機器等への P C B 混入のデータベース化	1 0 0 百万円

微量PCB混入廃電気機器等の安心・安全で効率的な処理の実現

PCB廃棄物は平成28年までに処理完了しなければならない
(PCB特別措置法第10条)

日本環境安全事業(株)が
高度な技術で処理を実施中

高圧トランス等

安定器、汚泥等汚染物等

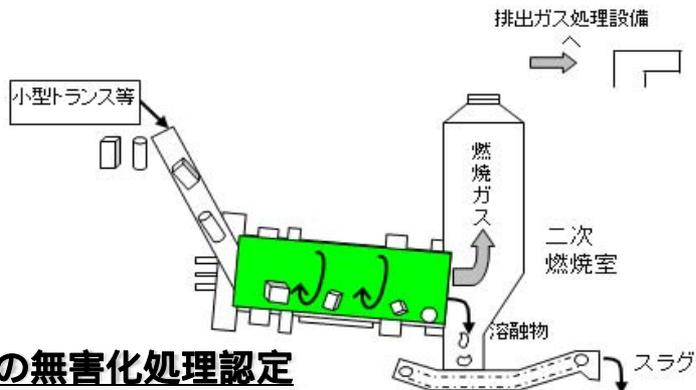
微量PCB混入電気機器等

- ・トランス等(約350万台)に数10ppmの微量のPCBが非意図的に混入
- ・中央環境審議会で本年3月2日にその処理方策についてとりまとめ
- ・その結果を踏まえ、平成21年度から国の認定制度を創設し安心・安全な処理を推進

既存の産廃業者、セメント
工場等を活用して、安全・
低廉な処理体制を構築

制度的対応

財政的支援



国の無害化処理認定

認定を受けた者は、都道府県知事の許可を受けずに処理を行うことができる。

(1)無害化処理の実証試験への支援

- ・PCB及び副生成物であるダイオキシン濃度の測定
(測定対象物：処理する油、排ガス(処理前・処理後)、
焼却灰、ばいじん、周辺大気)
- ・測定データを解析し、安心・安全な処理の確認(専門家
委員会の開催、地元説明等)

(2)PCB混入実態のデータベース化

- ・PCB混入状況、製造年月日、メーカー等をデータベ
ース化することにより、混入の可能性の高い要件を洗い出す。